

木津川市クリーンセンター施設整備事業者選定委員会設置要綱

平成26年1月6日告示第1号

(設置)

第1条 木津川市内に設置する相楽郡西部塵埃処理組合打越台環境センターに代わる新たなごみ焼却施設である木津川市クリーンセンター（仮称）の建設事業にあたって、事業者の選定等、必要な事項を審議及び審査するため、木津川市クリーンセンター施設整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業者の公募に関すること。
- (2) 事業者の決定基準に関すること。
- (3) 技術提案書その他書類の審査及び評価に関すること。
- (4) 事業者の決定に関すること。
- (5) その他必要な事項

2 事業者の選定方法について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札又は同令第167条の13において準用する同令第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）による場合は、学識経験者の意見聴取を兼ねるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は次に掲げる者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2名
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 7名以内

3 委員会は、必要に応じて専門部会を設置することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱した日から第2条に規定する所掌事務が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、木津川市情報公開条例（平成19年木津川市条例第7号）第5条第6号イに該当すると認められるときは、会議に諮って非公開とすることができる。
- 6 会議結果は原則として公開する。ただし、前項の規定により、会議が非公開とされた場合は、事業者が決定されるまでの間、公開しない。

(委員の責務)

第7条 委員は公平かつ公正に審議及び審査を行わなければならない。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

- 3 委員は、事業者の選定にあたり、特定の企業及び個人に対する便宜や利益誘導等の要請、依頼等の働きかけを受けた場合は、速やかに記録して市長に報告するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、生活環境部クリーンセンター建設推進室に置く。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り、別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(廃止期日)

- 2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が終了した日の翌日をもって効力を失う。

(会議の招集の特例)

- 3 第6条第1項の規定にかかわらず、最初にかかれる会議は、市長が招集する。